

総合社会福祉研究

第35号 目次

特集

虐待と貧困—貧困から虐待問題を問うこと

なぜ貧困の視点から虐待を問うことが必要なのか	浅井春夫	2
高齢者に対する権利侵害の実態と解決に向けた課題 —日常生活自立支援事業の事例から—	矢部典子	16
障害者のいる家族に生じる不安定さと生活問題の諸相 —障害者を育てる母親に対するアンケート調査から見えてきたこと—	田中智子	25
児童養護施設からみた子ども虐待と貧困—東海地区6施設の調査から—	堀場純矢	38
女性の貧困と暴力の連鎖—相談支援の現場から—	笹田琴美	46
“社会的虐待”論序説—児童相談所の現場から見えてくるもの—	山野良一	55

特集 2

大阪から社会福祉の源流と今を考察する

真の障害者自立を目指す取り組みと障害者自立支援法見直し運動の到達と課題	塩見洋介	64
大阪の福祉労働運動	水野洋次郎	70

海外 福祉情報

フィンランドにおける社会サービスの現状	山田真知子	80
---------------------	-------	----

書評

中央社会保障推進協議会編 『人間らしく生きるための社会保障運動—中央社保協50年史』 山野良一著	朝日健二	90
『子どもの最貧困・日本—学力・心身・社会におよぶ諸影響』	勝部雅史	95

現場実践 レポート

司法福祉における犯罪被害者支援 問題を抱える子どもや家庭を支えるスクールソーシャルワーカーの役割と課題	大岡由佳	99
	西野 緑	108

投稿 論文

改訂「保育所保育指針」と地域子育て支援の実践課題 —名古屋市X保育所の実践過程分析を通じて— 退院援助の課題—生活実態からの考察—	小堀智恵子	115
	村上武敏	129

●編集後記…141 投稿規定…140

特集

虐待と貧困－貧困から虐待問題を問うこと

なぜ貧困の視点から 虐待を問うことが必要なのか

浅井春夫

はじめに —子ども虐待を貧困の視点で問う意味—

金は天下の回り物だ！ ただ、いつもこっちをよけて通るのが気に食わん。

ツルゲーネフ『獵人日記』(新潮文庫)

貧困はまずおカネの欠乏として実感し、それは機会の平等だけでなく、実態の平等を阻害することになる。それは子どもにとって教育権の侵害として現われ、必要な経験と文化の貧困として暮らしを覆うことになる。そして残り少ない希望を根こそぎ奪うことへつながる。子どもにとってその最も深刻な貧困の現われ方が虐待なのである。

子ども虐待と貧困はメダルの裏表の関係にあることは統計的にも、現場の実感的にも確認することができるが、あらためてなぜ貧困から虐待を問うのかを考えてみたい。

その第1に、貧困の具体的な現われとしての虐待の実相の分析を踏まえて、虐待を個人責任に帰するのではなく、社会的な構造と複合的な要因としての把握をするという点で重要な問い合わせであるといえよう。

第2に、虐待を減少させていく政策・戦略を考えていくうえで、貧困の構造にどのように切り込

んでいくのかが課題としてあげられよう。その意味では、政策的展望を検討していくための基本作業でもあるといえる。

第3として、「子どもの貧困」への社会的関心を虐待問題の視点から提起していくという課題があげられよう。虐待への注目度に比較して、「子どもの貧困」への注目はまだまだ遅れている現実がある。子どもの貧困問題についてアリティをもって分析をしていく大きな柱として、こうした問い合わせは必要な作業である。

本稿では、まず子ども虐待の現状を確認した上で、貧困と虐待の関係についての統計的な分析を紹介し、貧困が虐待の構造的背景にあることを確認したい。最後に貧困問題としての虐待問題への政策的アプローチについて若干の問題提起をしたいと考えている。

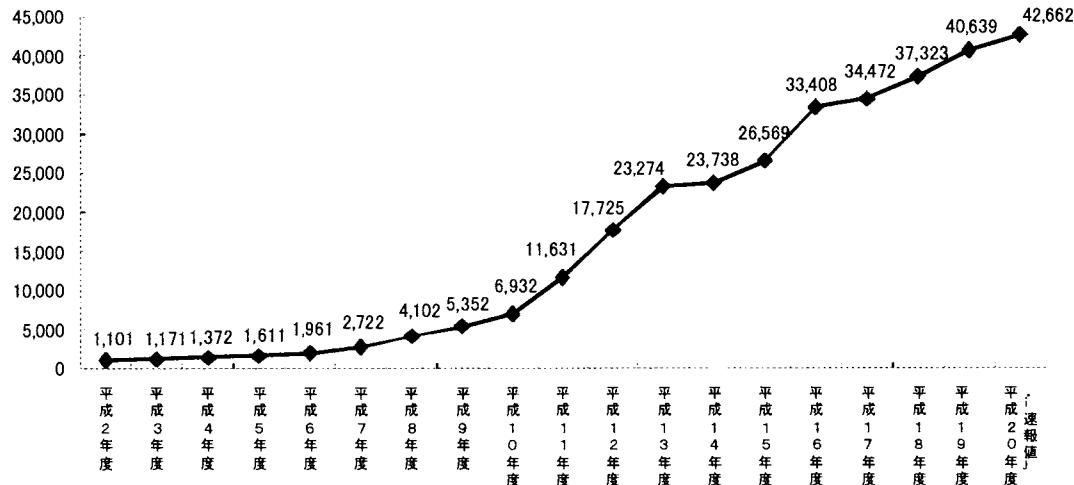
1. 子ども虐待の現状

子ども虐待の推移とその背景

児童虐待相談対応件数にみると、1998(平成10)年度から急増をしており、現在(2008年度の速報値)、4万2662件を数えている。この間の急増の諸要因のひとつに貧困の拡大があることは疑いのないところである。

98年は、自殺者数が2万人台から3万人台へ上った年であり、それ以降11年連続で3万人を

図1 児童虐待相談対応件数の年次推移



数えていることに象徴される年である。生活保護（98年の66万世帯から09年5月時点では121.5万世帯へ）、失業者数（200万人台から350万人～385万人へ）、非正規雇用労働者の急増、実質GDPの低下など、国民生活の悪化の転換点は、98年ということができる。

その点では、貧困の拡大・深化が子ども虐待の背景にあり、国民生活の悪化を示す調査統計の結果と連動している現実がある。

虐待の悪循環と親の特徴

虐待問題は繰り返されるなかで、より重度化・深刻化していくという傾向をもつことになる。虐待を繰り返すということは、自らの判断でストップをかけることができないという虐待の悪循環に陥ってしまうということである。虐待の現実に対して、親を加害者として突き放してみるのではなく、援助を求めている存在として捉えていく必要がある。介入・援助をおこなっていくうえで、そうした悪循環に陥りやすい親の特徴を知っておくことが重要である。

虐待を繰り返す親の第1の特徴は、自己評価の低下サイクルに陥っていることが多いことである。虐待をおこなう親は、子どものなかに自らが投影されており、子どものなかに自らを嫌悪している面を見ていることが少なくない。「あまりに

も自分に似ていて、嫌になってしまうのです！」「自分をみているようで…」という親の言葉を耳にすることがよくあるが、自己評価の低い人は自分自身を嫌っており、自らに似ている子どもに対しても嫌悪感を持っていることがよくある。そして虐待をすることで、また自己嫌悪感にさいなまれ、また自己評価を低めていくという自己評価の低下サイクルに陥っているのである。

その点では貧困は、親自身の自己肯定感・観を低下させている現実がある。

第2の特徴として親は自らの行為を虐待であるとは認識していない、あるいは虐待行為であることを認めようとしない傾向がある。実際に虐待をしている親は、自らが虐待している内容がかなりひどいものであっても、虐待をしているとは思っていないことが多い。虐待をしている親の多くは、自らの行為を子育てに必要な「しつけ」や「教育」であると考える傾向がある。

虐待問題へのアプローチは、親の現実を受け止めるところからはじまる必要がある。「親の現実を受け止めること」とは、ストレスフルな生活を余儀なくされていること、子育てについて暴力的な方法しか知らないこと、そして子どもにマイナスな子育てをしているとは思っていないことなどの親の現実をしっかりとみる必要がある。

第3の特徴は社会的に孤立をしていることが多

いことである。虐待をしている親は、人間関係をつくることが稚拙で、コミュニケーション能力に乏しい傾向にある。小さなストレスでも、それとともに背負ってくれる人がいないと、ストレスはだんだんと大きくなっていくものである。貧困が社会的関係や人間のつながりを奪っていくという性格を持っていることも重要な問題である。

第4にストレスを解消する方法を知らないことが親の特徴としてあげられる。生活上のストレスは、狭い住宅、長時間労働・低賃金、失業、ドメスティック・バイオレンス、多子、多胎児、しうがい児、“期待に合わない子”、親族との断絶、地域住民との関係悪化などの問題を背景にしていることが少なくない。こうしたストレスや衝突(コンフリクト)との折り合いをつけることができず、解決の展望を見出せないでいるという状況にあることが多いのである。

第5として子育ての考え方と方法のまちがいに気づいていないことがある。多くの親は虐待行為を虐待と考えておらず、「体罰」「しつけ」という理由づけによって正当な方法として考えている。必要な子育ての知識が乏しいことと、もう一方では期待のかけすぎによって子ども虐待を誘発している実態がある。

つぎに虐待の背景にある貧困を統計的にみていこう。

2. 貧困と虐待の関係に関する統計的な分析

川崎二三彦は「児童虐待の問題を見ていくと、それらの相談(児童相談所が関与する相談－浅井)にも増して深刻な状況が、つまり非常に厳しい貧困問題が奥深く存在していることに気づかされる」(『児童虐待』岩波新書、2006年、221頁)と、その実践的経験を通して述べている。

こうした実感は児童福祉の専門職のなかではコンセンサスが得られているといえよう。そうした認識は、長年の研究・調査・実践の蓄積のあるアメリカにおいて、保健福祉省の「児童虐待とネグレクトに関する委員会」の第1回報告書に次のよ

うにまとめられている(山野良一『子どもの最貧国・日本』(光文社新書、2008年、104～5頁))。

「子ども虐待は、すべての社会階層やあらゆる文化グループ内で起きるが、虐待通報事例は、生活上のストレスをもたらす様々な要因に対しても晒されやすく脆弱な人々の間で極端に多くの割合で起きる。(中略) 貧困が児童虐待を起こしやすくしているという証拠は強固である。」

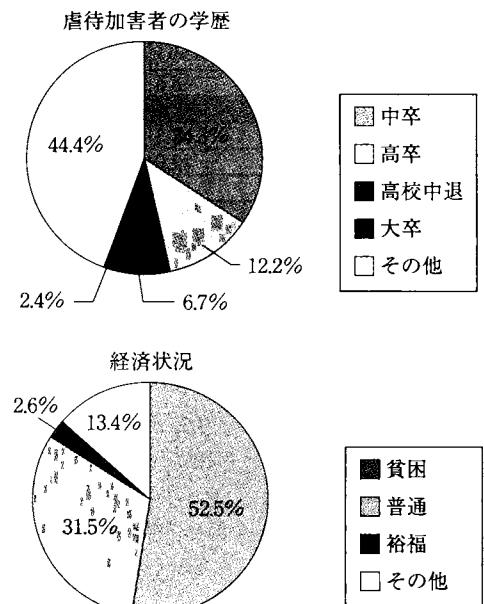
わが国における統計

わが国における子ども虐待統計に関するいくつかの報告から、虐待と貧困の関係についての報告を紹介しよう。

第1の報告は、厚生労働省の死亡事例に関する検証報告で、2004年～06年の虐待の死亡事例のなかで経済状況を確認できる63例のうち、生活保護受給世帯が9例、非課税世帯が21例を構成しており、両者を合わせると約半数を占めることになる。また年収500万円以上の世帯は8例であり、13%にすぎない。最も深刻な虐待死の事例が低所得層にシフトし集中しているのである(厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告「児童相談所における児童虐待相談対応件数及び子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第4次報告について」2008年6月)。

第2の報告として、右の2つのグラフは、1993年～95年の3年間に起きた子ども虐待の加害者の学歴と、家庭の経済状況の統計である。学歴に関して言えば、一般には高校進学率が95.8%(1995年)から96.4%(2007年)という現状と比較しても、低学歴の占める割合が非常に大きいことがわかる。また、経済状況に関して虐待の加害者では貧困状態にある人が過半数に及んでいる。経済的に貧困状態にある家庭では、富裕な家庭よりも家庭環境が劣悪である。つまり狭小な住居・粗末な食事や衣服・娯楽のない生活・失業などといった環境がストレスを生み、そのストレスが子どもに向かられて、最終的に虐待を招くという結果に陥りやすい。現代の日本で、このような貧困状態と密接に関わってくるのは、

図2・3 虐待加害者の学歴および経済状況



資料出所) 岩井宜子・宮園久栄「児童虐待への一視点」『犯罪社会学研究』21号、1996年

やはり学歴である。学歴によって、その後の家庭の経済状態が決まると言っても過言ではない。そして、経済的に窮屈するのは主に低学歴の人たちである。

第3の報告は、松本伊智朗（札幌学院大学教授）を代表とする「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」（『平成20年度厚生科学報告書』2009年3月、9頁）によれば、貧困と虐待との関係に関して、次のように3点にまとめている。

調査対象40例のうち、①生活歴でみれば、「解雇・失業」の体験があるのは19例、「借金・多重債務、破産、経済的困窮」などの体験をしているのは26例、そのどちらかでは30例、4分の3に及ぶのである。②不明を除いた23例のうち、課税世帯の7例に対して、非課税世帯は5例、生活保護受給世帯は11例となっており、3分の2を占めている。③調査員の判断による生活程度は、「困難（11例）」と「多少困難（18例）」を合わせると29例である。これらの3点をみても、全体

の4分の3の家族が生活基盤の不安定ななかで暮らしていることがわかる。また不明を除く31例のうち、22例が過去5年以内の転居歴があることも、生活の大きな変動があったことが推測できる。

こうした丹念な調査研究からも今日の子ども虐待問題は、貧困をバックボーンに持っていることが確認できよう。

第4の報告として、耳塚憲明（お茶の水女子大学大学院教授）を主査とする「教育格差の発生・解消に関する調査研究報告書」（お茶の水女子大学・Benesse 教育研究開発センター共同研究、2009年3月、ベネッセコーポレーション）をあげておきたい。

耳塚のまとめにおいても「学力格差は、教育行政に検査可能な資源と関わるのみならず、諸家庭的背景（保護者の所得や学歴、教育期待や、家庭の文化的環境）と密接に関連する。このことは、学力格差を格差社会に起因する社会問題として把握することの必要性と、その是正のためには所得格差の緩和や雇用政策等の社会政策が重要な役割を果たすことを意味する」（「学力格差研究の課題」122頁）と明確に指摘されている。

本調査の設問を若干紹介しておくと、「保護者の学歴と教育意識・行動の関係」（保護者対象の調査）の項目で、「子どもが小さいころ、絵本の読み聞かせをした」の設問に対して「とてもあてはまる」は、中卒・高卒（母親）で18.7%、専門学校・短大卒29.4%、大学・大学院卒では41.7%となっている。また「博物館や美術館に連れていく」の設問への答えて「とてもあてはまる」+「まああてはまる」では、学歴別にそれぞれ21.3%、30.4%、52.1%と、子どもの学力との強い関連性のある項目と母親の学歴には有意な関係があるといえよう。

その他、大阪府堺市に限定された調査であるが、表1、2にみると、生活保護受給母子世帯の低位学歴率（中卒・高校中退）は、66.0%となっている。また母子家庭の26.4%は十代で出産を体験している実態があったことが報告されている。生活保護受給者の4分の1はその親世代も生

表1 生活保護受給世帯の学歴状況

世帯の状況	総世帯数	調査世帯数	生活保護受給期間(月)	低位学歴率(%)			稼働収入 平均月額(円)
					中卒率(%)	高校中退率(%)	
高齢	1,625	91	30.1	79.1	73.6	5.5	28,517
				66.0			
障害	585	40	44.1	72.5	65.0	7.5	26,754
傷病	859	100	29.1	76.0	64.0	12.0	81,230
その他	224	53	31.1	67.9	54.7	13.2	74,831
合計	3,924	390	32.1	72.6	58.2	14.4	72,221

(注)大阪府堺市の被保護世帯数3924世帯(2006年4月1日現在)のうち、390世帯をランダム抽出し、世帯類型別、調査項目別に調査。ただし、高齢者世帯の抽出は、入院のケース、施設入所のケースを除く、居宅のケースのみを対象とした。

(出所)道中隆・堺市健康福祉局理事による調査。

表2 生活保護受給母子世帯の状況

学歴	母子世帯全体		10代出産		保護の世代間継承	
	実数	構成(%)	実数	構成(%)	実数	構成(%)
中卒	41	38.7	13	46.4	18	41.9
高校中退	29	27.4	11	39.3	13	30.2
高卒以上	36	34.0	4	14.3	12	27.9
合計	106	100.0	28	100.0	43	100.0

(注)大阪府堺市の被保護世帯数3924世帯(2006年4月1日現在)のうち、390世帯をランダム抽出し、世帯類型別、調査項目別に調査。世代間継承とは2代にわたって生活保護を受けていた場合。

(出所)道中隆・堺市健康福祉局理事による調査

表3 虐待が行われた家庭の状況

家庭の状況	虐待の相談件数	合わせて見られるほかの状況(上位3つ)		
ひとり親家庭	1004件(45.0%)	①経済的困難	②孤立	③就労の不安定
経済的困難	511件(22.5%)	①ひとり親家庭	②孤立	③就労の不安定
親族、近隣等からの孤立	341件(15.0%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③就労の不安定
夫婦間不和	151件(6.7%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
育児疲れ	101件(4.5%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立

(注)2003年度に東京都の児童相談所が受理した児童虐待相談2481件のうち、児童虐待として対応を行った1694件の相談事例を対象。複数回答含む。

(出所)東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」(2005年12月)

活保護を受けていた経験があり、母子家庭に関していえば、4割という状況となっている。

表3にある東京都の福祉保健局調査で、虐待が行われた家庭状況別の要因(上位3つ)をみても、「経済的困難」が虐待の発生に最も強い関連性があることを確認できる。

これらのわが国における調査研究を垣間見ても、子ども虐待が発生する土壌には貧困があるこ

とは明らかである。今後、この点は、さらに多くの調査と研究によって具体的に解明されていくであろう。

補足的にいっておくと、アメリカにおける調査研究(「児童虐待死亡数と経済格差の関連性」においても、年間所得15000\$～30000\$層、30000\$～45000\$、それ以上の層では、死亡数は50人以下であるのに対して、15000\$以下

(1996年の4人家族の貧困ラインに近い、3万\$が当時の4人家族の平均的な所得)の階層では800人近くとなっている。

また子ども千人あたりの被虐待児数の割合は、身体的虐待15000\$以下層では11人、15000\$～30000\$層では5人、30000\$～層では1人未満、ネグレクトも同じく29人、次の層で12人、それ以上の層では1人となっている(U.S. Department of Health and Human Service, 1996) (山野良一『子どもの最貧困・日本』(光文社新書、2008年、106頁)。

諸外国の調査と研究においても、貧困と虐待の関係性は疑いようのない事実となっているのである。

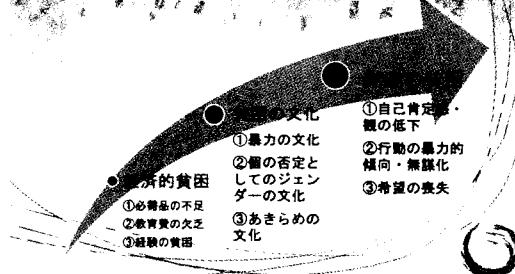
3. 子どもの貧困の影響とは何か 「子どもの貧困」再生産のメカニズム

日本の所得格差指数は(ジニ係数)はOECD25か国のうち第10位、貧困率の高さは第5位と高位グループに属し、90年代後半に増大している(「OECD諸国における所得分配と貧困」2005年2月)。

こうした所得格差と貧困の認識が深まるなかで、「子どもの貧困」が社会のなかで“あってはならない問題”として社会的注目が集まりつつある。先述したように、とくに子どもの貧困がもたらすライフサイクル上の問題点が貧困の世代間連鎖としてあらわになっている現実が統計的にも明らかになっている。

子どもの貧困は、まずその生活基盤である家族の経済的な貧困を土壤に現われる。それは①子どもの生活上の必需品(衣食住、同年齢・同性の子が持っている遊び用具、学童期であれば学習机・図書など)の慢性的不足があり、②とくに教育関係費の欠乏は、子ども期の生活にとって学ぶ機会の剥奪を意味する。たとえばその年齢で持っている書籍やパソコンを所有していない状況、あるいは意思是あっても学習塾などに通えないでいることなども含まれている。さらに③子ども時代に味わう楽しい経験(たとえば家族旅行をする、ス

図4 子どもの貧困—経済的貧困から発達の貧困へ
「経済的貧困」から「貧困の文化化」そして「発達の貧困」から自己否定・他者否定の行動へ



ポーツやゲームを楽しむなど)が奪われている現実がある。

こうした経済的貧困が発達・人格形成の貧困につながっていくのだが、その媒介機能を果たすのが「貧困の文化」である。まず「貧困の文化」を作り上げているのは、①暴力の文化である。ヨハン・ガルトゥングの定義を踏まえていえば(『ガルトゥングの平和理論』法律文化社、2006年)、暴力とは、その人が本来持っている将来の可能性を奪い、存在を否定・縮小する行為である。子どもの生活において、暴力は児童虐待として一般化している。

「貧困の文化」の第2の柱は、「個の否定としてのジェンダー文化の浸透」があげられる。「男らしさ・女らしさ」の強調によって、その子らしさは男・女の二分法で分類され、結局、男は“勇気があって強く”あること、女は“従順でやさしく”あることを刷り込まれている現実がある。第3には、暴力とジェンダーの文化による方向づけは、「あきらめの文化」へとつながっていきやすい。可能性を奪われている現実を“運命”的に感じて、あきらめることが身についてしまっていることがあげられる。

こうして「経済的貧困」から、「貧困の文化」を介して「発達・人格形成の貧困」へと運動していく貧困の再生産プロセスがある。こうした人間形成・発達のプロセスの中で、人生の希望が奪われ、さまざまな自己否定・他者否定の行動が生まれている要素がある。

表4 主要諸国の貧困率—再分配前と再分配後—
(単位: %)

	1985年		2005年	
	再分配前	再分配後	再分配前	再分配後
日本	12.5	12.0	26.9	14.9
アメリカ	25.6	17.9	26.3	17.1
フランス	35.8	8.3	30.7	7.1
ドイツ	26.9	6.3	33.6	11.0
イギリス	—	—	26.3	8.3
スウェーデン	26.1	3.3	26.7	8.3
ノルウェー	18.7	6.4	24.0	6.8
デンマーク	20.1	6.0	23.6	5.3

資料出所) OECD編『Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries』2008

貧困とは、ある社会に生きる上で最低必要な水準に満たない状態にあることをいい、「あってはならない状態」(岩田正美『現代の貧困』ちくま新書、2007年) ということができる。しかし貧困は“隠れ上手”(湯浅誠『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年) でなかなか見えにくい現実がある。とくにこの20年間で貧困率は、表4に見るように、社会保障や税控除が行われる前の所得再分配前では、2倍以上に膨れあがっている。昔から貧困は確かにあったのだが、現在の貧困とのちがいを考えると、ほとんど崖っぷちを歩いている状態で、ちょっとした揺さぶりがかかると、人間としての最低必要な生活水準から脱落していくところに特徴がある。

貧困の対極にあるのが希望であるといえよう。希望とは、人生へのチャレンジ権そのものであり、貧困のことで暮らすということは、希望・意欲・やる気がそがれることにもなりやすい。

とくに子どもの貧困とは、①その国の勤労者の等価可処分所得（ある世帯の所得から税・社会保険料を除いた自由に使える所得を世帯人数で割った数値）の中央値の50%（わが国では、2007年現在、児童のいる世帯の平均所得金額は701.2万円、世帯全体の平均では566.8万円で中央値は451万円となっている）に満たない家族のもとで生活をしている子どもの状況であり、②その国的一般的な生活水準をもとに、子ども期を生き

るうえで必要な生活・教育必需品を確保できていない状況であり、③それらの結果として子どもが普通は持っている人間関係や経験することが奪われていることで、子どものやる気や意欲、希望が奪われている状態のことをいう。こうした子どもの貧困状況が無謀な性行動を生み出す背景ともなっている。自己肯定感・観の低さ=自己嫌悪感・観の高さに対するアプローチをどう考え、実践を構想していくのかが問われているのである。

子どもの貧困の具体的な現われ方

では「子どもの貧困」はどのような現われ方をしているかについて、まず子どものいのち・健康の権利がはく奪されている事実こそ問題としなければならないだろう。

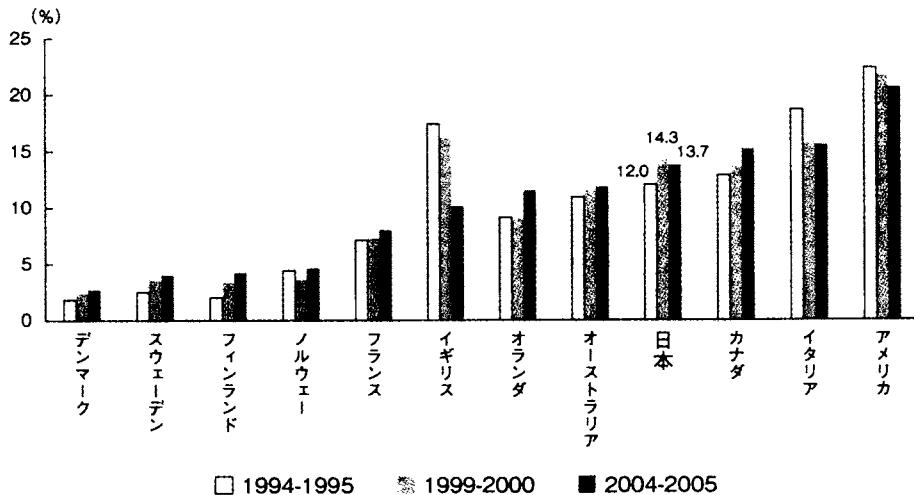
国民健康保険の無保険の子どもが3万3千人いるという統計数値（厚生労働省調査、2008年10月30日発表）の意味は、一人ひとりの子どもにとっては、たとえば親が保険証を取り上げられているので、高熱があっても病院に行けない子どもや虫歯を治療せず放置されたままの子どもたちの現実がある。指を捻挫しても病院に行くことさえしないで、「湿布を多めにもらえますか」という子どもがいる。

学校から病院に行こうと親に電話をかけても「家に帰ってから様子をみたうえで病院に行くかどうかを決めます」と言わざるをえない保護者の現実がある。結局、病院に行かなかった子どもが「なおったよ！」と言ってきた子どもの指はいびつに曲がっていたという報告がある。

無保険状態の子どもたちについて、緊急対策として、短期保険証の発行によって対応する国民健康保険法の改正案が全会一致で国会を通過し、2009年4月からは、小中学生に関して無保険状態は解消されることになったが、医療費3割負担という現実のしづみのなかで診療抑制があることは否めない。

また学校給食を食べていないので、教師が「どうして食べないの？おなかでも痛いの？」と聞いたら、「ボクは食べません。ボクの家は給食費を払っていませんから…」と言ったという学校現場

図5 子どもの貧困率の推移（1994年～2005年）



資料) OECD編『Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries』2008
 資料出所) 子どもの貧困白書編集委員会「子どもの貧困白書」明石書店、2009年、20頁(阿部彩作成)

からの報告もある。こういう子どもたちが給食だけが一日のなかで唯一のまともな食事ということが多いのである。給食費未納キャンペーンでどれだけ子どもたちの心が傷つけられてきたのかを考えてもらいたいものである。

保育園で、登園した子どもに熱が出てきたので、迎えに来てもらうために保護者に電話をかけようかと保育者同士で話していたら、子どもが「お母さんに電話しないで…」と訴えたという。それは母親が非正規雇用・パートで働いており、何度もしごと途中で迎えに来るようになると、しごとを辞めなければならぬことを心配しての幼児なりの精いっぱいの言葉なのである。こんなことで幼い子どもたちが心を痛めている現実があることを忘れてはいけないと思う。

親のリストラ・倒産・病気などが原因の経済的理由で高校を退学、あるいは大学進学をあきらめている子ども、学用品も百円ショップで買わざるをえない現実もある。ほとんど休みが取れない労基法違反の状況で学びながら働いている新聞奨学生の現実もある。こうした生活実態の不平等だけでなく、新自由主義が強調するチャンス・機会の平等さえ保障されていない現実がいたるところで見え隠れしている。これらの「子どもの貧困」の

実態が、希望・意欲の喪失、人生そのものへのあきらめへつながっており、人生の早い時期からドロップアウトしていく可能性を高めているということができる。

そうした現実に対して、政策の貧困のひとつの結果でもあるが、図5にみるように、わが国は子どもの貧困率をの高い国となっている。

4. 貧困が虐待の構造的背景

貧困が虐待の構造的背景になっていることを、表5主たる虐待者の就労状況でみると、就労状況は正規就労が29.6%にすぎない状況となっている。勤労者の正規雇用率は2008年の66.1%（非正規33.9%）に比べても、不就労と非正規をあわせて49.8%で、さらに「不明」「無回答」の合計17.6%があり、明らかに不安定な就労状況にある。就業形態が貧困と直結している現状を読みとることができる。

また表6虐待につながるような家庭・家族の状況（複数回答）では、79%に虐待につながるような要因がみられる。「経済的な困難」（31.5%）、「虐待者の心身の状態」（30.7%）「ひとり親家庭」（25.9%）、「夫婦間不和」（17.3%）、「不安定な

表5 主たる虐待者の就労状況

	サンプル数	正規就労 (自営を含む)	非正規雇用	家事手伝い	家事専念	無職	学生	その他	不明	無回答
合計	6764	2004	1251	61	807	1313	38	99	522	669
%		29.6	18.5	0.9	11.9	19.4	0.6	1.5	7.7	9.9

◇サンプル数6,764人、保護者等数6,764人（有効回答5,573人、無効回答1,191人）

資料出所）主任研究者：丸山浩一「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究報告書」こども未来財団、2009年3月、123頁

表6 主たる虐待者の年齢分布と家庭・家族の状況（親ベース）

	サンプル数	経済的な困難	不安定な就労	ひとり親家庭	DV	虐待者の心身の状態	夫婦間不和	親族、近隣、友人から孤立	他の家族間の葛藤	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感情	劣悪な住環境	その他	特になし	不明	無回答
合計	6764	2131 31.5	1026 15.2	1754 25.9	1019 15.1	2075 30.7	1173 17.3	913 13.5	574 8.5	670 9.9	469 6.9	396 5.9	254 3.8	315 4.7	442 6.5	689 10.2
虐待者の年齢																
10代	84 39.3	33 19.0	16 38.1	32 13.1	11 38.1	32 10.7	9 7.1	6 17.9	15 6.0	5 4.8	4 9.5	3 3.6	1 1.2	8 9.5	3 3.6	
20代	1316 39.4	518 23.6	311 29.5	388 13.6	179 33.4	440 17.6	232 15.0	198 10.0	131 16.4	216 11.5	151 6.7	88 3.5	46 4.0	52 6.8	90 1.3	
30代	2783 35.0	973 15.8	441 29.0	808 16.5	460 36.1	1005 18.1	503 15.1	421 9.2	255 11.4	316 7.4	205 6.5	182 4.0	110 5.6	157 5.8	161 1.4	
40代	1364 31.7	432 13.3	182 28.2	384 19.0	259 32.8	447 23.8	325 14.9	203 8.9	121 7.7	105 6.6	90 6.0	82 4.8	66 5.3	72 5.7	78 2.3	
50代	303 37.3	113 15.2	46 25.7	78 14.2	43 29.0	88 19.8	60 16.2	49 11.2	34 5.3	16 4.0	12 9.2	28 5.6	17 6.6	20 4.0	12 1.3	
60代以上	78 30.8	24 9.0	7 29.5	23 12.8	10 35.9	28 9.0	7 25.6	20 16.7	13 11.5	9 —	— 3.8	3 9.0	7 3.8	3 2.6	2 7.7	
不明	178 11.8	21 5.1	9 14.0	25 18.5	33 10.7	19 11.8	21 6.2	11 2.2	4 —	— 1.7	3 1.7	3 2.2	4 4.5	8 43.8	78 4.5	
無回答	658 2.6	17 2.1	14 2.4	16 3.6	24 2.4	16 0.8	16 0.2	5 0.5	1 0.6	3 0.3	4 0.3	2 0.2	1 0.3	2 2.0	13 88.1	580

◇「家庭・家族状況」サンプル数6,764人、保護者等数13,900人（有効回答12,769人、無効回答1,131人）

◇「年齢」サンプル数6,764人、保護者等数6,764人（有効回答5,928人、無効回答836人）

※内訳は、「家庭・家族状況」（複数回答）数に応じた「年齢」数となる。

表7 虐待種別と家庭・家族の状況（子ベース）

	サンプル数	経済的な困難	不安定な就労	ひとり親家庭	DV	虐待者の心身の状態	夫婦間不和	親族、近隣、友人から孤立	他の家族間の葛藤	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感情	劣悪な住環境	その他	特になし	不明	無回答
合計	8108 33.6	2721 16.2	1316 26.5	2148 17.1	1384 31.1	2519 18.3	1482 13.8	1094 13.5	663 8.2	796 9.8	565 7.0	486 6.0	290 3.6	358 4.4	483 6.0	704 8.7
虐待の種別																
身体的虐待	3207 29.6	948 13.6	436 23.4	749 18.3	588 35.7	1145 19.6	629 12.6	404 9.6	308 13.9	447 9.2	297 2.8	90 4.5	144 6.0	191 5.9	190 2.5	
ネグレクト	3162 54.1	1712 27.6	873 41.1	1299 10.0	317 33.8	1070 14.6	462 18.8	594 8.8	277 9.6	302 8.9	282 13.5	428 3.9	124 2.2	69 3.9	123 2.4	
性的虐待	293 24.2	71 10.6	31 19.1	56 16.0	47 27.6	81 22.5	66 10.6	31 9.6	28 2.4	7 4.4	13 2.0	6 7.2	21 9.6	28 10.9	32 2.0	
心理的虐待	2410 25.3	609 10.8	260 20.1	484 32.2	777 37.9	914 29.5	711 14.5	350 10.4	250 10.7	258 7.4	178 2.3	56 2.7	66 4.7	114 4.5	109 2.8	

◇「家庭・家族状況」サンプル数8,108人、保護者等数17,009人（有効回答15,822人、無効回答1,187人）

◇「虐待種別」サンプル数8,108人、被虐待件数9,846人（有効回答9,072人、無効回答774人）

※内訳は、「家庭・家族状況」（複数回答）数に応じた「虐待種別」数となる。